平成２５年（フ）第３２９号
静岡県焼津市宗高507番地の１　Ｆａｒｍ宗高１－Ａ
債務者　新間　重庸
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３６号
北海道帯広市西21条南２丁目14番２号
債務者　山口　智子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３６０６号
大阪府豊中市緑丘４丁目39番12号
債務者　黒田　隆元
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７８５号
大阪市港区磯路３丁目２番５号
債務者　谷村　好美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２号
愛媛県大洲市徳森1316番地１
債務者　溝口　知春
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４２１号
北海道上川郡下川町旭町13番地
破産者　市村　茂雄
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３２号
茨城県笠間市笠間387番地１
破産者　上地　　俊
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１９号
茨城県土浦市右籾3023番地２　室岡住宅
破産者　草間　悦雄
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３４４号
群馬県藤岡市浄法寺1025番地
破産者　中澤　はる
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４２９号
静岡市葵区田町１丁目37番地
破産者　白鳥　　治
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６号
静岡県周智郡森町城下322番地の１
破産者　石田　光弘（旧姓山中）
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第９９６号
名古屋市中村区松原町５丁目110番地の１、従前の住所愛知県あま市西今宿六反地五59番地１
破産者　伊藤電気工業こと　伊藤　勝己
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９７号
名古屋市中村区松原町５丁目110番地の１、従前の住所愛知県あま市西今宿六反地五59番地１
破産者　伊藤電気工業こと橋本電気こと　橋本　栄一
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９２号
京都市伏見区桃山町真斉１番地８　ファミール伏見桃山町ネクスタージュ412号
破産者　大谷　信貴
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９１号
神戸市北区道場町生野1172番地の880
破産者　佐々木義治
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００号
神戸市北区東大池１丁目５番23号
破産者　樋口不比人
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２９号
静岡県磐田市川袋1046番地１
破産者　鈴木　　亮
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係